学校だより

令和５(2023)年４月７日
横浜市立六浦中学校
校　長　　込江　茂久

「だれもが　安心して　豊かに」生活できる学校を目指して

新年度スタート2023

校長　込江　茂久

満開の桜に暖かく降り注ぐ日差しのように、子どもたちを包みこみむあたたかな町六浦。ここで大切にされてきた六浦中学校が 77年目の春を迎えました。今年度も子どもを主役として、次のメンバーで、地域・保護者と一緒に、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりに全力で取り組んでまいります。

●**スクールカウンセラー・・・☎７０１－７９３０**（カウンセラー直通　秘密は厳守します）

●**ハラスメント相談窓口・・・**養護教諭、生徒指導専任教諭、副校長まで

●**横浜市立学校で進めている教職員の働き方改革の一環として設定しています**

○留守番電話設定時間　　**最終下校時刻の 45分後 ～ 翌朝7時15分**

○土日祝日・閉庁期間　　**終　日**

○長期休業期間（閉庁日以外）　　**17時～翌朝8時30分**

欠席連絡等、学校への連絡は、留守電設定以外の時間にお願いいたします。

●**こども守るための取組へのご協力をお願いします**

児童虐待防止法等に関する法律を守ります

学校は、児童虐待の早期発見につとめ、児童虐待と思われる事案が発生した場合には、子どもの安全のために守秘義務に優先して速やかに通告する義務が定められています。さらに市、市民、保護者及び関係機関等がそれぞれの責務を示し社会全体で子どもを虐待から守る条例があります。地域、保護者、学校、関係機関が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いします。

子供同士による金銭トラブルを起こさせないために

生徒の間でお金の貸す・借りる・あげる・もらうなどのやり取りからトラブルになって大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりしていくという事が起こることがあります。たとえ仲の良い関係であってもお金のやりとりは行わない方が良い行為です。学校は子どもたちのお金のやり取りについては、「行ってはいけない行為」として指導しますので、ご家庭でもご協力をお願いします。

「暴力行為等による指導」および
「器物損壊にかかる費用弁済会計処理システム」へのご理解とご協力のお願い

本校では、「誰もが　安心して　豊かに」生活できる学校を目指して、秩序ある教育環境作りをなお一層心がけて参ります。子どもたちの健全な社会性を育てるためには、**「社会で許されないことは、学校でも許されない」という姿勢で、子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成することが大切**であると考えます。暴力行為（いじめや言葉の暴力を含む）や故意に公共物を破壊するような行為は、安定した学校秩序を崩すばかりではなく、行為を行っている本人の成長にとっても大変大きなマイナスであると考えます。ご家庭のご理解・ご協力をお願いします。

１　指導及び費用弁済の決定

（１）　公正な校内手続きを踏まえて執行できるよう、事案に応じて校内委員会を開催する。

（２）　校内委員会の構成は、校長、副校長、生徒指導専任、学年主任、関係職員、その他校長が必要と認めた者とする。

２　「器物損壊にかかる費用弁済会計処理システム」について

器物損壊（ガラスの破損や公共物の破損＜悪質な落書き等も含む＞）について、次に示す費用弁済システムを適用しています。弁済額の決定に当たっては、校内委員会で行為の背景などを踏まえ慎重に検討します。※GIGA端末及び付属品に関しては、P.4の対応を適用します。

区分	行為の態様	弁済請求率
1	「故意」によるもの	１００％
2	「重大な過失（故意に近いもの）」	８０％
3	「過失（不注意）」	５０％
4	「不可抗力に近いもの」	０％

３　暴力行為（いじめや言葉の暴力を含む）について

暴力行為が行われた場合、外部機関と連携を取りつつ、次のような観点から**一定期間の別室指導**を行うこともあります。

（１）　暴力行為等を受けた生徒、または、職員の安心・安全を守るため。

（２）　暴力行為を行った生徒に自己を振り返らせて、反省を促すため。

（３）　暴力行為を行った生徒が、学級、学年にスムーズに戻るための関係調整のため。
（暴力行為等を受けた生徒、または、職員への謝罪や暴力のある環境に不安を感じる周囲の生徒への説明）

GIGA端末とその付属品の破損・故障等の対応についてのお願い

横浜市教育委員会より整備された１人１台端末（GIGA端末）について、様々な学習場面で積極的に活用を進めています。学校では適切な指導のもと大切に利用しておりますが、破損・故障等が発生するリスクも想定されます。

「横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール」をもとにご家庭等で負担いただく場合もありますので、下記の通りご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

なお、付属品とは端末に付属している又はセットで貸与された電源アダプタ及びケーブル、カバー等を指します。

※GIGA端末：「横浜市におけるGIGAスクール構想」により整備した１人１台端末

１　弁済対象となる場合（ご家庭等で負担いただく場合）

（１）故意に（わざと）破損・故障又は利用不可となる状態にさせた場合

（２）紛失した場合

（３）生徒以外の者又はペット等が破損・故障させた場合

（４）適切な管理を明らかに怠ったことにより破損・故障させた場合
（雨天時に屋外で利用し雨水により故障したなど）

（５）著しい改造・汚れ等によって貸出時の状態への復旧が困難な場合

（６）上記(1)～(5)以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損・故障等
（持ち帰り時に学校の許可なく家庭外等で利用し、破損させたなど）

２　弁済対象とならない場合（ご家庭等の負担とならない場合）

（１）生徒が教育活動又は教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させてしまった場合（学習中に誤って机上から落としてしまった、誤って水をこぼしてしまった、登下校中に水濡れや落下等で破損・故障させてしまったなど。）

（２）盗難された場合（警察への被害届の届け出が必要）

３　弁済対象となる場合の対応

（１）端末及び付属品の種類によって必要な手続きが異なります。学校の案内に沿って修繕費用の弁済負担又は現物での弁済をお願いします。

（２）修繕費用の弁済負担の場合、弁済額は修繕にかかった費用全額となります。現物での弁済の場合、学校の案内に沿ってご家庭等で現物を購入していただき、現物で学校に弁済をお願いします。

（３）破損・故障等発生時の状況と弁済について、学校が保護者に確認・相談することになりますので、ご協力をお願いします。

４　休校時等のご家庭等での利用時の注意点について

（１）水濡れや外からの衝撃に注意し、雨の日はビニール袋に入れて運ぶなど配慮をお願いします。

（２）紛失や盗難を防ぐため、学校から許可された場所以外に持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。

（３）ご家庭等で利用する場合は、身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。